

巨理町除染実施計画

〈第1版〉

平成24年5月

巨理町

巨理町除染実施計画

〈第1版〉

目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	2
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	2
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	3
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	3
7. その他の事項	3

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質による汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当町では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指し、平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月までを第 1 期として、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

当町が主体となって実施した町内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である下記の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

区 域	平均空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)	除染実施計画の対象 となる区域
巨理町あぶくま公園	<u>0.30</u>	下図黄色枠内

【図】

空間線量率測定箇所

①	0.14
②	0.26
③	0.36
④	0.35
⑤	0.42
⑥	0.27



- ※1 平成24年2月2日午後2時にあぶくま公園内6ポイント（測定高：地上100センチメートル）について、シンチレーション式サーバイメータで測定した結果です。
- ※2 巨理町除染実施計画（第1版）につきましては1箇所のみ指定ですが、今後、町内全域の詳細なモニタリング調査を実施します。

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内を以下の実施者が行うものとしします。

除染対象施設	実施者
巨理町あぶくま公園	巨理町

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年3月29日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しないものとしします。

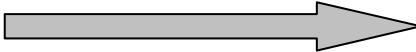
除染対象	内 容	
巨理町あぶくま公園	表土除去及び客土※	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドにおける表土等の除去 ・ 客土・圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドにおける表土等の上下層の入替え、除去等 ・ 現場保管の際の残土による原状回復
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草

※「表土除去及び客土」「表土除去及び現場保管」については、原則としていずれか一つを選択します。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当町では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。当面、平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月までを第 1 期として、下記のスケジュールで詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染に取り組みます。

なお、平成 25 年 3 月迄に、当町全域の詳細なモニタリング調査を実施し、除染の必要な地域がある場合には、除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成 24 年度
	5 月
巨理町あぶくま公園	

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、巨理町が管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

7. その他の事項

(1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。

(2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。

(3) 子どもの生活環境に関連する公共施設等を中心に、除染後も定期的に空間線量率を測定します。

(4) 空間線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。